明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○診療放射線技師学校養成所指定規則及び臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令（**文部科学・厚生労働**一）　一
○診療放射線技師法施行規則及び臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一八）　二
○介護保険法施行規則の一部を改正する省令（**同**一九）　三
〔告　示〕
○介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（**厚生労働**二二）　四
○飲食店営業（めん類）の振興指針の全部を改正する件（**同**二三）
○旅館業の振興指針の全部を改正する件（**同**二四）　二
○浴場業の振興指針の全部を改正する件（**同**二五）　六
○道路に関する件
（**東北地方整備局**一七）　二四
○道路に関する件
（**北陸地方整備局**一五、一六）
○道路に関する件
（**中部地方整備局**二一、二二）
○道路に関する件
（**中国地方整備局**一一）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、日本放送協会防災業務計画の修正要旨の公表、土地家屋調査士名簿登録等関係
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人、押収物還付関係
会社その他
会社決算公告

省令

○文部科学省厚生労働省令第一号

診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）第七条及び臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）第十条の規定に基づき、診療放射線技師学校養成所指定規則及び臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月十二日

文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久

診療放射線技師学校養成所指定規則及び臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令

（診療放射線技師学校養成所指定規則の一部改正）

第一条　診療放射線技師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

教育内容		単位数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	十四
専門基礎分野	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち 保健医療福祉における理工学的基礎並びに放射線の科学及び技術	十三 十八
専門分野	診療画像技術学 核医学検査技術学 放射線治療技術学 医用画像情報学 放射線安全管理学 医療安全管理学 臨床実習	十七 六 六 六 四 一 十
合計		九十五

備考　一　単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。

二　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十一条第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校（学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）若しくは看護師養成所、歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成所、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校若しくは臨床検査技師養成所、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十一条第一号若しくは第二号の規定に